手続名

ひとり親家庭自立支援給付金に係る手続き

手続説明

・概要

ひとり親家庭の母または父が、就業に必要な資格(医療事務、介護職員初任者研修など)や技能を習得するために、講座を受講したり、養成校に通学する場合に、給付金を支給します。

・要件

- ・市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・教育訓練をうけることが適職につくために必要な方

• 支給額

指定教育講座を受講し終了した場合、経費の60%を支給します。 (上限あり)

※雇用保険法による一般教育訓練給付金等の受給資格のある方については、 ト

記の額から雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

・提出期限

受講開始前に、指定教育講座として市の指定を受けるための申請が必要です。

担当課・係(連絡先)

子育て支援課・手当医療グループ(049-251-2711 内線204)

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/mynumber/mynamber seido/mainanba201410.html

※申請手続きに必要な書類は子育て支援課にお問い合わせください。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/koumokubetsu/hitorioya/2010-0818-1113-32.html

 出張所での取扱い
 木曜延長・休日開庁の取扱い

 なし
 あり